

市政のひろば 主な内容

空家問題について考える2,3
 臨床検査室の紹介4,5
 いつ来るか分からない災害に備えましょう6,7
 正・副議長就任あいさつ9
 第56回津島市民総合体育大会(夏季大会)10,11
 市職員採用候補者募集12

市・県民税のお知らせ13
 福祉医療費受給者証の更新14
 子どもの目26
 院長コラム28
 私のカルテ29
 街角散歩33

行政 & 暮らしの情報

電話 ファックス ホームページ Eメール
 (各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日です。
 対象者には、6月中旬に申請通知等を送付します。忘れずに更新の手続きをしてください。

母子・父子家庭医療制度における受給者証有効期限の変更について

児童扶養手当法の一部改正に伴い、今年度から母子・父子家庭医療費受給者証の有効期限は10月31日となります。
 問合せ 保険年金課医療年金G

☎ 24-11114

国民健康保険からのお知らせ 所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をしないと、国民健康保険税が割高に算定されることや、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかったなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。

なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合せ 保険年金課国民健康保険G

☎ 24-11113



家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・市内に居住している方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している家族の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウエットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

実施時期 8月

申込 6月30日(月)~14日(金)に直接左記へ(土・日・曜日は除く)。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G

☎ 24-11118



生活支援相談窓口からの お知らせ

生活支援相談窓口は、市役所1階南東(宿直室隣)にて開設しています。

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方に、どのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは、困っていることを何でもご相談ください。内容によっては、専門的な機関を紹介します。市役所などの窓口へ手続きに行ったらよいか分からない時でもご案内しますので、お気軽にご相談ください。なお、ご家族や周囲の方からのご相談も受け付けます。

問合せ 生活支援相談窓口

☎24-1111 内線2136

津島市青少年体験活動ボランティア活動支援センターからの お知らせ

青少年の健全育成のための、様々な自然社会体験やボランティア活動の相談、情報提供をしています。

日時 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

場所 社会教育課内

問合せ 市青少年体験活動ボランティア活動支援センター(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

シートベルト・チャイルドシート 着用徹底強化旬間

6月11日(火)～20日(木)

締めやかな
後ろの席も
シートベルト



後部座席のシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。

また、チャイルドシートは、子どもの体格に合い、座席に確実に固定できる物を選び、取り付けは後部座席をおすすめします。チャイルドシートの正しい取り付けが子どもの命を守ります。

問合せ 市民協働課交通防犯G

☎55-92998

男女共同参画週間

6月23日(日)～29日(土)

「男女共同参画」

「知る学ぶ考える私の人生私がつくる」

津島市は、一人ひとりが個性と能力を發揮していきいきと暮らせるまちを目指しています。

パネル展示

日時 6月24日(月)～27日(木)

午前9時～午後3時(営業時間)

場所 いちい信用金庫津島営業部(東柳原町1丁目44番地のとこ)

問合せ 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-93664

防ごう「障がい者虐待」

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されています。

この法律では、家庭や施設、勤務先などで、障がい者虐待を発見した人は、市に通報することが義務付けられています。

対象となる障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他心身の機能に障がいがある方等(障害者手帳を持っていない方も含みます)

障がい者虐待の種類

身体的虐待 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身体を拘束すること。

性的虐待 障がい者にわいせつなことをすること。わいせつな行為をさせること。

心理的虐待 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

放棄・放任 食事、入浴、洗濯、排せつの世話をしないなど、障がい者の心身の状態を悪化させること。

経済的虐待 本人の同意なしに財産、年金、賃金を使うこと。障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

問合せ 津島市障がい者虐待防止センター(福祉課福祉G)

☎24-1115 FAX 24-1138

知っていますか 障害者差別解消法

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されています。対象となる障がい者は「障害者虐待防止法」と同じです。

この法律では、行政機関と民間事業者に対して「障がいを理由とする差別」の禁止として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したりすること。

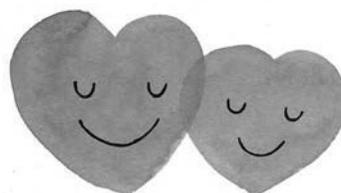
「合理的配慮の不提供」とは

障がい者が生活する上での障壁を取り除く配慮を求めても、対応しないこと。

障がいを理由とする差別については、下記へご相談ください。

問合せ 福祉課福祉G

☎24-1115 FAX 24-1138



リサイクルのお知らせ

6月8日(土)から、図書館で使わなくなった本のリサイクルをしますので、ご利用ください。なくなり次第終了します。一人5点まで。

場所・問合 市立図書館
☎25-2145

読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。
貸出期間 9月8日(日)まで
貸出日数 7月1日(月)～8月31日(土)は1週間以内。その他は2週間以内。

※分室(生涯学習センター・神島田公民館)に課題図書はおりていません。予約をして取り寄せてください。
問合 市立図書館 ☎25-2145

令和2年津島市成人式

日時 令和2年1月12日(日) 午前11時～正午(10時15分から受付開始)

場所 文化会館大ホール
対象 平成11年4月2日～12年4月1日生まれの方
その他

・該当する方には、12月上旬に案内状を送付します。
・他市町村の成人式へ参加を希望する

方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。
問合 社会教育課生涯学習G
☎55-9421



犬・猫の飼い主の方へ

犬・猫のフンで困っている方がたくさんいます

猫は家の中で飼育し、近隣に迷惑をかけるようにしましょう。

また、犬の散歩中に出たフンは、必ず持ち帰って処分しましょう。「飼犬を伴う散歩に関する条例」では、飼い主の義務を定めています。

・公共の場所を犬のフンで汚さない。
・犬のフンを処理するための袋などを携帯すること。

犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病予防法による飼い主の義務です

・生後91日以上の子犬は、登録を受けること。
・狂犬病予防注射は、毎年受けること。
※未接種の場合は、10月にお知らせの八ガキが届きます。

飼い犬の鳴き声が近隣に迷惑をかけている事があります

無駄に吠えたりしないようにしつけをしましょう。しつけに関する相談は、愛知県動物保護管理センター(☎0586-7812595)へ。

飼い主として責任を持ちましょう。
問合 生活環境課環境保全G
☎55-96608



狭あい道路の整備について

幅員4メートル未満で市道認定された道路(狭あい道路)は、日常生活における車両の通行や緊急時の避難通路の確保が困難になるなどの支障をきたしています。

市では、こうした狭あい道路の解消に向けて取り組みを行っています。

助成金制度【路線単位】・報償金制度

	後退支障物件の除却等助成金	測量・分筆助成金	報償金
(1)	あり (上限25万円まで)	あり (上限25万円まで)	あり (隅切り用地)
(2)	あり (上限25万円まで)	あり (上限25万円まで)	なし
(3)	なし	なし	なし

概要 狭あい道路の中心線から2メートル後退した土地(後退用地)を、分筆して市に寄附していただいた場合最大25万円を助成します。そのほか隅切り部分の寄附や支障物の除却についても、一定の条件を満たす場合に助成します。
※詳細については、左記までご相談ください。
問合 都市計画課都市計画G
☎55-9627

ごみの分別排出について

◎集積場へのごみ出しについて

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

◎ごみの分別について

最近、可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック製容器包装の分別を、理解していない排出も多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、♻️(リサイクルマーク)が付いているプラスチック製容器が収集対象です。「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いのないように出してください。

◎処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。

◎一時的な大量のごみについて

ご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出していただくか、鹿伏免処分場で許可証発行後に、焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入



をお願いします。

一度に大量のごみを出されると、ごみの収集に支障をきたすばかりか、トラブルともなりかねません。

このような場合は、清掃事務所にご相談ください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター(☎31-3284)へお尋ねください。

中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について

スプレー缶・カセットボンベの収集については、使い切り穴を開けて出すようお願いしています。

穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。

しかし、各ご家庭にはどうしても使い切れない、中身が残ったスプレー缶・カセットボンベもあると思います。

それらを回収するため、6月、11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意します。

また、市役所、神守支所、神島田連絡所、保健センターにも随時持ち込めるように専用のカゴを配置しています。

◎注意事項

通常の資源ごみ回収でスプレー缶等を出す場合は、必ず使い切り穴を開けて排出してください(厳守)。

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

津島市シルバー人材センターからのお知らせ

庭木剪定の予約を受け付けます

予約期間 9月～翌年1月

10月～12月は希望が多く、天候などにより遅れることがあります。

予約期間外の月は随時受付します。

料金 作業代、機械代、枝葉搬出代等がかかります。

受付 6月23日(日)午前9時～午後1時に電話、または直接左記へ。

その他 予定件数に達した月から順次締め切ります。また、危険を伴う作業は、お断りすることもあります。

草刈機取り扱いの講習会

日時 6月12日(水) 午前9時～11時
(雨天の場合は、6月13日(木))

対象 市内在住の60歳以上の方
※詳細は、電話で左記へ。

問合せ (公社)津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内)

☎26-8448



農地の借受希望者および貸付希望者の申込について

公益財団法人愛知県農業振興基金では、農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する農家から機構が農地を借り入れ、公募に

応募していただいた受け手(借受希望者)に貸し付けることで、農地の集約化や農家の規模拡大等を図るものです。農地の借り受け、貸し付けを希望する方は左記のとおり申し込みください。なお、農地の貸し付けには、諸々の条件があり、ご希望どおり貸し付けできない場合もあります。

募集期間 随時

申込 市産業振興課農政GまたはJAあいち海部・JA海部東へお申し込みください。

問合せ 産業振興課農政G

☎55-96653

愛知県農地中間管理機構

☎052-9951-3288

家計調査にご協力ください

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査です。

この調査は、私たちの暮らし向きを家計面からとらえるもので、一定の統計上の抽出方法に基づいて、選定した世帯に家計簿をつけていただき、その結果は経済政策や社会政策の基礎資料として活用するものです。

調査員が、お宅に伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、回答していただいた内容は、統計法により保護されます。

問合せ 県民文化局県民生活部統計課

物価消費統計G

☎052-9954-6104

各融資制度のご案内

小規模企業等振興資金

中小企業者を対象とした運転資金、および設備資金を融資する制度です。ただし、新規開業者は対象外です。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業サービス業30人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合、NPO法人

限度額 5000万円

小口資金

融資対象 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業サービス業5人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合など

限度額 2000万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関、津島商工会議所

納税状況の確認 所得税(法人の場合)は法人税、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金には必要な書類がありますので、相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口・問合せ 愛知県信用保証協会

☎0120-4541754

くらしを育てる資金融資制度

教育に係る資金、医療・介護に係る資金、出産育児に係る資金、自動車に係る資金を必要とする市民を対象とする融資制度です。

限度額 300万円

融資期間 要件別により金融機関の定めるとおりとします。

勤労者等住宅資金融資制度

市内に居住する勤労者等に対する、住宅の新築、購入、増改築等の資金、分譲住宅(マンションを含む)および中古住宅の購入資金、住宅用地の購入資金(2年以内に住宅建築予定のものに限る)のための融資制度です。

限度額 3000万円

融資期間 35年以内

※各制度には、各種融資条件があり、取扱金融機関において融資の審査が行われます。

問合せ 東海労働金庫津島支店

☎25-1151

不法就労・不法滞在防止にご協力を

日本に住む不法滞在者は平成31年1月1日現在で約7万5千人となり、前年と比べ約7700人の増加となりました。こういった不法滞在者の不法就労を斡旋するブローカーや、就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取り締まりを強化していきます。

事業主の皆さんへお願い

外国人を雇用する場合は、適法に働くことができるかどうかについて、旅券、

在留カード、就労資格証明書(希望する外国人に交付)等のコピーではなく、実物で在留資格、在留期間等を確認してください。

問合せ

・来日外国人に関すること

法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904(IP電話 PHSからは03-57967112)

・不法滞在情報等事件情報
津島警察署 ☎24-0110



募集

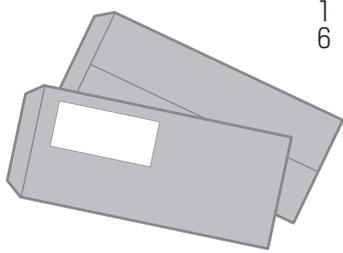
「納付書等郵送用封筒」広告

市税保険料等(納税通知書用および通知書用の2種類)の郵送封筒裏面に広告を掲載していただける企業等を募集します。

募集期間 6月3日(月)～21日(金)

問合せ 財政課管財営繕G

☎55-9616



流域モニタリング一斉調査の参加者

尾張地域・西三河地域・東三河地域水循環再生地域協議会では、河川やため池など身近な水環境に興味を持っていただくため、住民による調査を毎年行っています。

対象 愛知県民の方(小学生以下は、保護者同伴)

調査時期 6月5日(水)(環境の日)～9月30日(月)

調査内容 調査マニュアルを使って、参加者が選んだ身近な水辺(河川、水路、ため池など)の「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のよさ」を調べ、結果を報告します。

申込 事前に参加申込書(市ホームページまたは左記で配布)を直接、電子メールまたはFAXで左記に提出。

問合せ 生活環境課環境保全G
☎55-9668
FAX 24-11791

☐kanky@city.tsushima.lg.jp

健康づくり推進員養成講座の受講者

第2の活躍の場！講座を受けて健康づくり推進員として地域デビューしませんか？

日時・内容 左表のとおり

場所 総合保健福祉センター

対象 市内在住のおおむね70歳未満の方

定員 25人(定員になり次第締切)

受講料 無料

申込 6月21日(金)までに直接、または電話で左記へ。

問合せ 保健センター ☎23-1551

	日時	内容
第1回	7月10日(水) 午前	開講式・健康講話 ～みんなで広げる健康の輪～
第2回	7月24日(水) 午前	運動実習
第3回	8月7日(水) 午前	健康づくり推進員定例会に参加しよう①
第4回	9月4日(水) 午前	健康づくり推進員定例会に参加しよう②
第5回	9月13日(金) 午前	健康づくり推進員企画 ウォーキング(東公園)に参加しよう
第6回	10月2日(水) 午前	健康づくり推進員定例会に参加しよう③

※定例会では、ウォーキングや折り紙等、様々な企画や準備等を行っています。

海部地区環境事務組合職員採用試験 (令和2年度採用)を実施します

募集職種 技術職(機械、電気)

試験日 6月29日(土)

※なお、受験資格等については、試験要領で確認してください。6月3日(月)から左記で配布します。組合ホームページからも入手できます。

受付期間 6月3日(月)～17日(月)(必着)

申込 申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて直接または郵送で左記へ。

問合せ 海部地区環境事務組合総務課

〒496-0071

新開町2丁目212番地

☎28-3810

http://www.atkankyo.or.jp

催し

リサイクルフェア・環境プログラム

リフォームした家具類および自転車を販売します。金額については、当日再利用品に貼付します。併せて環境プログラムも多数用意しています。

※自転車は必要経費以外にカギ代と防犯登録料を負担していただきます。

開催日 6月16日(日)

場所 海部地区環境事務組合八穂クリンセンター(弥富市)

リサイクルフェア

時間 午前8時50分～正午

対象 海部地区在住の方で、フェア当日から6月21日(金)の午前9時～午後5時に引き取りができる方

申込書 当日の午前8時50分～10時に、八穂クリンセンター正面にて配布します。

申込時間 午前8時50分～10時15分

抽選時間 午前10時30分

※対象地区以外の方の申し込みは無効です。

環境プログラム

時間 午前9時

内容

- ① 八穂環境学習教室
- ② 地球温暖化対策展示および体験
- ③ 施設見学
- ④ DVD鑑賞

その他 防災、減災用品の展示等

問合せ 海部地区環境事務組合八穂クリンセンター ☎68-6500



障がいのある方への「はたらく情報発信フェア」

海部圏域の障がい者総合(自立)支援協議会が連携し、障がいのある方の雇用促進、福祉事業や制度の理解を広めるイベントです。多数の障がい福祉サービス事業所がブースを出します。

日時 6月23日(日)

午前10時～午後2時30分

場所 生涯学習センター

参加費 無料

問合せ 福祉課福祉G ☎24-1115

海部地区小中学校教科書展示会



日時 6月7日(金)～30日(日)

午前9時～午後4時

場所 大治町立公民館

☎052-1443-2671

(6月10日(月)・17日(月)・24日(月)は休館)

展示教科書 平成31年度に使用している小中学校の教科書

問合せ 愛知県教育委員会義務教育課

☎052-1954-6799

お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附